ＬＩＮＥを活用した教育相談　実施要項

１．目的

近年、スマートフォンの普及に伴い若年層の多くがＳＮＳをコミュニケーションの手段として用いており、電話やメールのみならずＳＮＳを活用した相談体制の構築が求められている。そこで、いじめなど様々な悩みを子どもが直接相談しやすい環境を整え、子どもへの支援の充実を図るために、ＬＩＮＥを活用した教育相談を、府内の小学校、中学校、高等学校、支援学校に通学する児童生徒を対象に実施する。

２．主催

大阪府教育センター

３．実施内容

⑴ 日程

令和２年４月６日（月）～令和３年３月 29 日（月）の毎週月曜日（１月４日を除く）及び下記の特設日

令和２年４月７日（火）、４月８日（水）、５月６日（水）、５月７日（木）、８月 30 日（日）、９月１日（火）、令和３年１月７日（木）、１月８日（金）

⑵ 時間

17 時～21 時（受付時間は 20 時 30 分まで。時間内に受信した相談は可能な範囲で対応）

⑶ 場所

大阪府教育センターの指定する場所

⑷ 対象

府内の小学校、中学校、高等学校、支援学校に通学する児童生徒

４．実施方法

⑴ 相談担当者

外部委託先の専門機関

⑵ 児童生徒への周知

ＬＩＮＥ相談窓口のＱＲコードを印字した印刷物を作成し、配付を各校に依頼

（令和元年度と同一のアカウントを使用）

⑶ 相談の流れ

・児童生徒はＬＩＮＥアカウントを登録。相談日時・注意点などを自動応答で受信し相談を開始

・相談の継続が必要であれば教育センター「すこやか教育相談」や「24 時間子供ＳＯＳダイヤル」等、他の相談機関を紹介

⑷ 緊急事案の対応

府教育庁関係課、府子ども家庭センター、大阪府警察本部等へ連絡・対応依頼・情報提供等を行い、連携を図る。

５．検証

・相談件数、相談内容、回答内容を分析し、ＳＮＳを活用する相談体制の有効性を検証

・検証結果をまとめ発信